

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和6年3月13日(水)
午前9時から
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第28号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について (生安)
- 2 議案第29号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- 3 議案第14号 令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- 4 議案第30号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- 5 議案第31号 山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- 6 議案第32号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- 7 議案第33号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- 8 議案第36号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (保険)
- 9 議案第13号 令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (保険)
- 10 議案第15号 令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (保険)
- 11 議案第34号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について (子育て)

1 2 議案第 3 5 号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(子育て)

1 3 議案第 1 7 号 令和 6 年度山陽小野田市病院事業会計予算について
(病院)

※ 1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。

※ 2 審査は議案ごとに職員を入れ替えながら行います。

※ 3 審査内容 1 3 の審査は、午後 1 時から行います。

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の概要

市民部 生活安全課

1 改正の目的

本市の空家等対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）に定めるもののほか、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、空家等対策を行っている。

この度、空家法が改正（令和5年12月13日施行）されたことに伴い、空家法と条例の整合を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

① 空家法の改正に伴う所要の改正（条例第1条、2条、10条、11条）

これまで条例において規定されていた「管理不適切空家等」の定義等に関する条文について改正（「管理不適切空家等」と「管理不全空家等」は同義）

ア 用語の定義の整理・削除（条例第1条、2条）

イ 「管理不適切空家等」の文言を「管理不全空家等」へ修正
（条例第11条）

ウ 「管理不適切空家等」への措置について、空家法の中に規定されたため削除（条例第10条）

（内容）空家法において、これまでは特定空家等に限り、指導、命令等の措置が規定されていたが、この度の改正により、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる管理不全空家等に対する指導及び勧告の措置についての規定が新たに設けられたため、条例内の管理不適切空家等に関する規定部分を削除

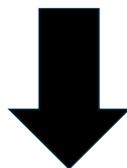
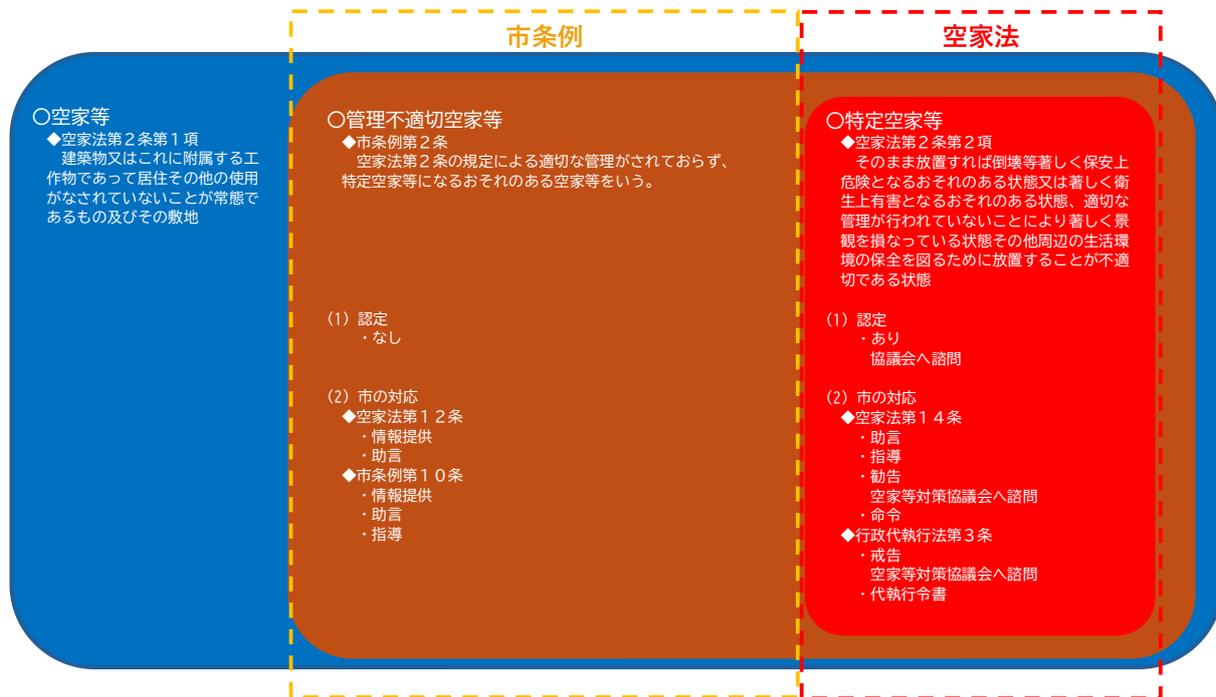
エ 空家等の所有者等の責務強化（条例第6条）

（内容）これまでの「適切な管理の努力義務」に加え、市の施策に協力する努力義務が追加

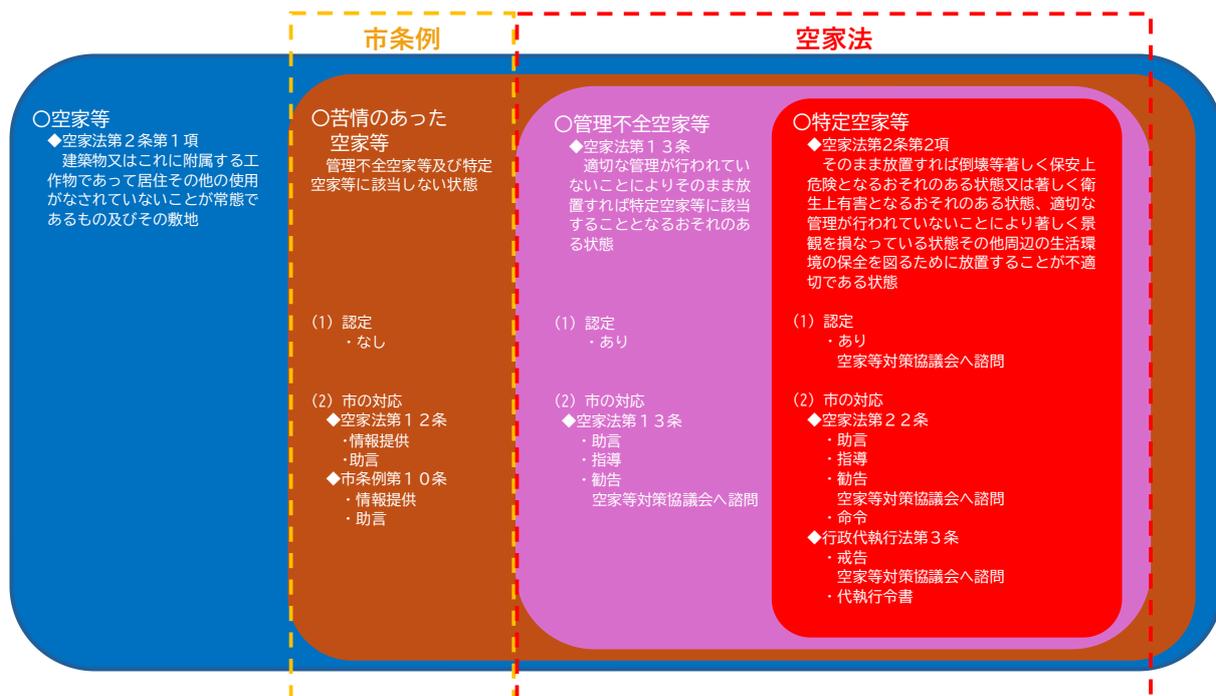
② 条ずれの修正（条例第8条、9条、10条）

空家法の改正に伴う条ずれの修正

空家等への対応図(改正前)



空家等への対応図(改正後)



山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の概要

介護保険法第117条に規定する3年を1期とする介護保険事業計画の策定に伴う本市の介護保険料基準額の改定及び介護保険法施行令の一部改正による介護保険料の所得指標の改正により、所要の改正を行うもの。

2 改正の基本的な方針

①本市介護保険事業計画において、令和6年度から令和8年度までの介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて保険給付に要する費用の見込額等の試算を行い、介護給付費準備基金を活用した中で、令和6年度から令和8年度までの各年度における本市の介護保険料基準額を月額5,500円（令和3年度から令和5年度までと同額）とするもの。

②所得段階及び乗率について、介護保険法施行令の一部改正により、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、所得再分配機能を強化するため標準段階を9段階から13段階（本市では、11段階（第8期）から13段階（第9期））に多段階化し、高所得者の標準乗率を引上げることで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとされたことから、本市においてもその方針を踏まえた改正を行うもの。

3 施行日

令和6年4月1日施行

4 介護保険料月額基準額

5,500円（第8期同額）

第9期介護保険事業計画(令和6年～令和8年)における介護保険給付費等の見込及び介護保険料

1. 被保険者数(年度別)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率※1
総数		37,894	39,358	39,682	38,939	38,570	38,201	97.2%
	第1号被保険者数(人)	21,008	20,801	20,811	20,547	20,283	20,019	97.5%
	第2号被保険者数(人)	16,886	18,557	18,871	18,392	18,287	18,182	96.9%

※1:第9期平均値/令和5年度の値*100

2. 要介護(支援)認定者数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率※1
総数		3,819	3,784	3,782	3,821	3,857	3,893	102.0%
	要支援1(人)	461	460	459	468	470	474	102.5%
	要支援2(人)	447	443	477	486	492	499	103.2%
	要介護1(人)	1,153	1,183	1,170	1,206	1,233	1,245	105.0%
	要介護2(人)	614	580	553	551	555	561	100.5%
	要介護3(人)	479	452	434	416	418	421	96.4%
	要介護4(人)	440	418	451	443	432	433	96.7%
	要介護5(人)	225	248	238	251	257	260	107.6%
	うち第1号被保険者数	3,754	3,723	3,727	3,770	3,806	3,842	102.1%
うち第1号被保険者数	要支援1(人)	455	454	453	463	465	469	102.8%
	要支援2(人)	436	431	466	476	482	489	103.5%
	要介護1(人)	1,133	1,169	1,157	1,195	1,222	1,234	105.2%
	要介護2(人)	607	575	547	545	549	555	100.5%
	要介護3(人)	468	439	426	407	409	412	96.1%
	要介護4(人)	436	415	448	440	429	430	96.7%
	要介護5(人)	219	240	230	244	250	253	108.3%

※1:第9期平均値/令和5年度の値*100

3-1. 介護予防サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率※1
(1)介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	18	0	0	0	0	0	—
	回数(回)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,982	4,679	7,046	7,545	7,554	7,954	109.1%
	回数(回)	82.9	81.6	127.4	135.0	135.0	142.6	108.0%
	人数(人)	15	15	20	21	21	22	106.7%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,635	3,909	6,180	7,037	7,817	8,589	126.5%
	回数(回)	83.3	121.2	193.1	217.5	241.9	266.3	125.3%
	人数(人)	7	10	19	21	23	25	121.1%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,959	3,054	2,833	3,135	3,314	3,396	115.8%
	人数(人)	33	35	34	37	39	40	113.7%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	41,674	40,160	42,347	46,809	47,151	47,654	111.5%
	人数(人)	107	101	106	115	116	117	109.4%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,591	4,148	5,627	5,706	5,714	5,714	101.5%
	日数(日)	35.8	76.1	74.5	74.5	74.5	74.5	100.0%
	人数(人)	6	7	7	7	7	7	100.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	116	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率※1
	介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	19,811	21,287	23,789	24,260	24,465	24,743	102.9%
		人数(人)	302	317	354	361	364	368	102.9%
	特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,881	2,295	3,676	3,676	3,676	3,676	100.0%
		人数(人)	7	8	9	9	9	9	100.0%
	介護予防住宅改修	給付費(千円)	8,607	9,363	11,761	14,297	14,297	14,297	121.6%
		人数(人)	12	11	20	24	24	24	120.0%
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	22,677	20,620	21,676	23,024	23,053	23,053	106.3%
		人数(人)	26	24	26	27	27	27	103.8%
(2) 地域密着型介護予防サービス									
	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	232	9	0	0	0	0	—
		回数(回)	2.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	—
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,559	2,516	2,674	5,876	5,884	5,884	219.9%
		人数(人)	4	4	5	9	9	9	180.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
人数(人)		0	0	0	0	0	0	—	
(3) 介護予防支援									
		給付費(千円)	20,232	21,099	22,930	25,034	25,288	25,455	110.2%
		人数(人)	371	386	418	450	454	457	108.5%
合計		給付費(千円)	130,974	133,138	150,539	166,399	168,213	170,415	111.8%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※1: 第9期平均値/令和5年度の値*100

3-2. 介護サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率※1
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	191,250	181,223	164,196	177,725	184,778	189,807	112.1%
	回数(回)	6,189.5	5,724.5	5,062.8	5,406.2	5,608.7	5,759.9	110.4%
	人数(人)	362	348	280	298	308	315	109.6%
訪問入浴介護	給付費(千円)	12,698	15,207	20,605	20,984	21,628	22,981	106.1%
	回数(回)	88	105	140	141.4	145.5	154.5	104.8%
	人数(人)	19	24	35	37	38	40	109.5%
訪問看護	給付費(千円)	68,275	63,420	53,637	63,865	65,624	67,995	122.7%
	回数(回)	1,031.6	981.4	826.4	961.4	986.7	1,020.0	119.7%
	人数(人)	138	131	123	135	139	144	113.3%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	21,342	24,658	29,521	33,451	34,887	35,811	117.6%
	回数(回)	587.5	683.1	827.6	927.5	965.5	990.5	116.1%
	人数(人)	41	51	67	70	73	75	108.5%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	46,351	46,392	43,663	44,705	46,249	47,041	105.3%
	人数(人)	399	408	393	396	409	416	103.6%
通所介護	給付費(千円)	900,161	900,673	874,719	925,195	934,148	941,407	106.7%
	回数(回)	10,819	10,887	10,461	10,893.1	10,979.5	11,066.7	105.0%
	人数(人)	747	750	718	747	753	759	104.9%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	174,248	177,491	164,454	190,230	194,954	202,089	119.0%
	回数(回)	1,743.6	1,775.9	1,650.1	1,856.2	1,902.2	1,968.1	115.7%
	人数(人)	188	195	189	209	214	221	113.6%
短期入所生活介護	給付費(千円)	141,039	131,295	150,666	165,369	169,215	173,442	112.4%
	日数(日)	1,536.3	1,427.3	1,611.5	1,750.2	1,784.6	1,822.9	110.8%
	人数(人)	114	111	120	123	125	127	104.2%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	7,637	12,505	19,646	16,217	18,179	18,476	89.7%
	日数(日)	66.3	102.0	157.7	128.3	143.7	146.3	88.4%
	人数(人)	9	12	16	14	15	16	93.8%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
福祉用具貸与	給付費(千円)	117,139	122,521	120,466	123,361	126,231	128,177	104.5%
	人数(人)	928	958	947	973	991	1,005	104.5%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,246	4,660	6,212	6,212	6,212	6,612	102.1%
	人数(人)	13	13	12	12	12	13	102.8%

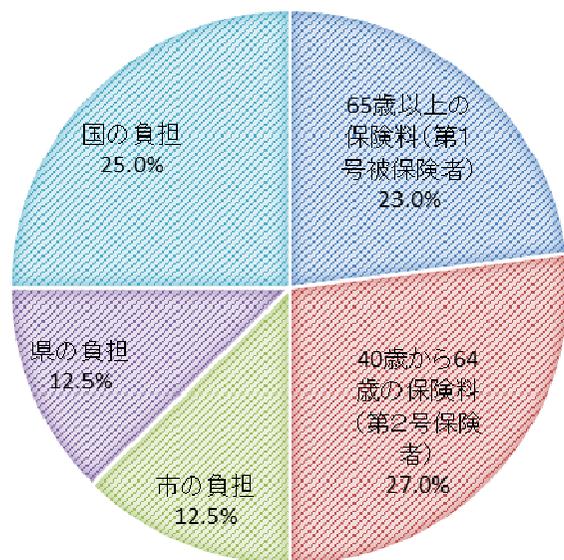
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率※1
	住宅改修費	給付費(千円)	11,640	11,325	10,786	14,728	14,728	14,728	136.5%
		人数(人)	13	15	13	18	18	18	138.5%
	特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	258,819	265,597	237,725	281,774	282,130	282,130	118.6%
		人数(人)	126	129	114	133	133	133	116.7%
(2) 地域密着型サービス									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	30,409	42,903	44,695	48,309	48,370	48,370	108.2%
		人数(人)	27	34	36	38	38	38	105.6%
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	392,246	385,289	388,399	417,510	419,388	421,664	108.0%
		回数(回)	4,079.9	3,966.6	3,967.5	4,186.6	4,200.6	4,220.6	105.9%
		人数(人)	277	272	275	284	285	286	103.6%
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	227,450	234,580	259,639	237,828	238,129	238,129	91.7%
		回数(回)	1,722.7	1,803.9	2,063.1	1,838.6	1,838.6	1,838.6	89.1%
		人数(人)	104	116	142	124	124	124	87.3%
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	124,120	133,807	160,429	158,066	160,017	167,438	100.9%
		人数(人)	62	63	75	74	75	78	100.9%
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	499,669	509,423	548,893	549,052	561,987	577,610	102.5%
		人数(人)	166	168	180	179	183	188	101.9%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	100,734	84,794	59,550	102,925	103,556	103,556	173.5%
		人数(人)	29	24	17	29	29	29	170.6%
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	124,182	131,697	132,097	140,210	148,723	152,804	111.5%
		人数(人)	49	49	48	50	53	54	109.0%
	複合型サービス(新設)	給付費(千円)				0	0	0	—
		人数(人)				0	0	0	—
(3) 施設サービス									
	介護老人福祉施設	給付費(千円)	802,031	781,718	825,244	896,372	903,885	913,213	109.6%
		人数(人)	259	250	263	281	283	286	107.7%
	介護老人保健施設	給付費(千円)	544,556	474,803	484,070	517,738	531,127	541,280	109.5%
		人数(人)	174	149	154	162	166	169	107.6%
	介護医療院	給付費(千円)	267,191	335,711	330,737	363,946	375,577	394,439	114.3%
		人数(人)	61	78	76	83	86	91	114.0%
	介護療養型医療施設	給付費(千円)	3,671	220	0				
		人数(人)	1	0	0				
	(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	243,306	242,737	237,872	252,135	253,616	254,882	106.6%
		人数(人)	1,542	1,547	1,491	1,557	1,563	1,570	104.9%
合計		給付費(千円)	5,314,411	5,314,650	5,367,921	5,747,907	5,843,338	5,944,081	108.9%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

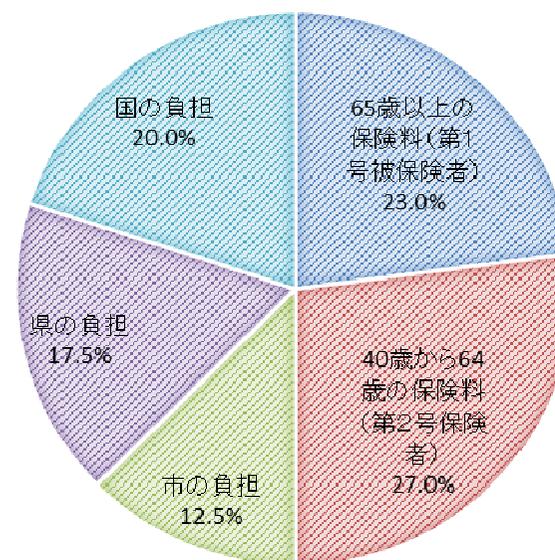
※1: 第9期平均値/令和5年度の値*100

4. 保険給付費の財源構成

居宅サービス給付費の財源構成



施設サービス給付費の財源構成



5. 介護保険料額の算出

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	第9期合計
1	総介護給付費見込額(A)	6,189,881千円	6,294,337千円	6,404,909千円	18,889,127千円
2	地域支援事業費 (B)	268,072千円	274,175千円	280,944千円	823,191千円
3	合計(C) (A+B)	6,457,953千円	6,568,512千円	6,685,853千円	19,712,318千円
4	第1号被保険者負担分相当額(D)(C×負担割合23%)	1,485,329千円	1,510,758千円	1,537,746千円	4,533,833千円
5	財政調整交付金相当額(E)	318,683千円	324,142千円	329,940千円	972,765千円
6	調整交付金見込交付割合(F)	4.9%	4.9%	4.8%	-
7	財政調整交付金調整分(G)(※1)	313,584千円	316,362千円	318,721千円	948,667千円
8	介護給付費準備基金繰入額(H)	180,000千円	180,000千円	180,000千円	540,000千円
9	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(I)	21,631千円	21,631千円	21,631千円	64,893千円
10	保険料収納必要額(J) (D-(G-E)-H-I)	1,288,797千円	1,316,907千円	1,347,334千円	3,953,038千円
11	保険料平均収納率(※4)(K)	99.41%	99.41%	99.41%	99.41%
12	収納率を加味した保険料収納必要額(L) (J/K)	1,296,446千円	1,324,723千円	1,355,331千円	3,976,499千円
13	第1号被保険者数(M)	20,547人	20,283人	20,019人	60,849人
14	所得段階別加入割合補正後の高齢者人口(N)(※3)	20,345人	20,083人	19,822人	60,250人
15	保険料年額(O)(L/N)				66,000円
16	介護保険料月額(P)(O/12)	5,500円	5,500円	5,500円	

※1 財政調整交付金とは、市町村間の財政力格差を調整するため、後期高齢者の割合と所得段階別の高齢者人数に応じて国から支給される交付金のことです。

※2 保険料の収納率を加味して必要な保険料額を算定します。収納率は99.41%と見込んでいます。

※3 保険料を所得段階に応じた負担とするため、所得段階別の加入割合に基づき人数を調整したものです。

6. 第8期と第9期の介護保険料比較

月額基準額(第8期)
令和3年度～令和5年度
5,500円

月額基準額(第9期)
令和6年度～令和8年度
5,500円

令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)				
所得段階		区分	保険料年額	乗率
第1段階	非課税	年金収入等80万円以下	19,800	0.30
第2段階		年金収入等80～120万円以下	29,700	0.45
第3段階		年金収入等120万円超	46,200	0.70
第4段階	世帯	年金収入等80万円以下	59,400	0.90
第5段階	課税	年金収入等80万円超	66,000	1.00
第6段階	本人課税	合計所得125万円未満	72,600	1.10
第7段階		合計所得125～190万円未満	82,500	1.25
第8段階		合計所得190～450万円未満	99,000	1.50
第9段階		合計所得450～700万円未満	115,500	1.75
第10段階		合計所得700～1,000万円未満	132,000	2.00
第11段階		合計所得1,000万円以上	148,500	2.25

令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)					(参考)
所得段階		区分	保険料年額	乗率	国乗率
第1段階	非課税	年金収入等80万円以下	18,810	0.285	0.285
第2段階		年金収入等80～120万円以下	29,700	0.450	0.485
第3段階		年金収入等120万円超	45,210	0.685	0.685
第4段階	世帯	年金収入等80万円以下	59,400	0.900	0.900
第5段階	課税	年金収入等80万円超	66,000	1.000	1.000
第6段階	本人課税	合計所得120万円未満	72,600	1.100	1.200
第7段階		合計所得120～210万円未満	85,800	1.300	1.300
第8段階		合計所得210～320万円未満	99,000	1.500	1.500
第9段階		合計所得320～420万円未満	112,200	1.700	1.700
第10段階		合計所得420～520万円未満	125,400	1.900	1.900
第11段階		合計所得520～620万円未満	138,600	2.100	2.100
第12段階		合計所得620～720万円未満	151,800	2.300	2.300
第13段階	合計所得720万円以上	158,400	2.400	2.400	

介護保険関係条例における主な改正内容

1 条例改正の概要

関係省令の一部改正に伴い、本市関係条例の規定を整備するもの。

〈関係省令〉

【議案第 30 号関係】

- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）

【議案第 31 号関係】

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

【議案第 32 号関係】

- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

【議案第 33 号関係】

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）

2 条例改正の方針

省令で示されている 3 区分のうち、今回は「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が該当。「従うべき基準」は、必ず省令と適合する必要があることから、また、「参酌すべき基準」は、異なる基準を定めるべき地域の実情は特に認められないと判断されることから、全て省令の基準どおり改正。

【省令に定める基準の分類】

区 分	省令と条例の関係
従うべき基準	条例は必ず省令に適合しなければならない。
標準とすべき基準	条例は省令の基準を通常よるべき基準とする。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。

3 主な改正内容

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行う場合の基準の新設

指定を受けて指定介護予防支援を実施する指定居宅介護支援事業者の人員、管理者の基準を定めます。

②市に対する情報提供

市において要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合には、市からの当該事業者に対する情報提供の求めに応じなければならないこととします。

③通常の実施地域以外の訪問における交通費の受領

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合、条件を設けた上で、通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防支援に要した交通費の支払を利用者から受けることができることとします。

④テレビ電話装置等を活用したモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けた上で、少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）、利用者の居宅を訪問し利用者に面接を行う時は、利用者の居宅を訪問しない月に、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とします。

⑤身体的拘束等の適正化の推進

ア 身体的拘束等の適正化の措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務づけます。

イ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけます。

⑥協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築するための見直しを行います。

⑦新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

施設系及び居住系サービスについて、新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診察等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとします。また、新興感染症の発生時等の対応について協議することを義務づけます

⑧緊急時等における対応方法の定期的な見直し

地域密着型介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、あらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師等の協力を得て定めることとし、年 1 回以上の見直しを義務づけます。

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

①ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととします。

(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

介護現場における生産性の向上を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の現場における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけます。

②管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化します。

③ケアマネジャー 1 人当たりの取扱い件数

指定居宅介護支援事業所における人員基準について、原則、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 4 4 以下であれば必要なケアマネジャーの数は 1 とし、4 4 の倍数（4 4 に満たない端数の場合も含む。）ごとに 1 ずつ増すこととします。また、居宅サービス計画の情報共有等のための情報処理システムを使用し、かつ事務職員を配置している場合の基準を定めます。

④公正中立性の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、利用者に説明し理解を得ることが義務づけられている事項に関して、一部を努力義務とします。

⑤（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し

（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他事業所の管理者及び従業員との兼務可能なサービス類型を限定しないこととします

⑥生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、要件を設けた上で、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、基準を緩和します。

(4) その他

①書面掲示規制の見直し

事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけます。

②看護小規模多機能型居宅介護におけるサービスの明確化

看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点における「通い」、「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービスが含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準に反映します。

4 施行日

令和6年4月1日施行。ただし、次のとおり経過措置有。

1年間	4(1)⑤ア	身体的拘束等の適正化の推進
	4(4)①	書面掲示規制の見直し
3年間	4(1)⑥	協力医療機関との連携体制の構築
	4(3)①	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

主な改正項目一覧

項 目	議案第 30 号 介護予防支援	議案第 31 号 介護支援	議案第 32 号 地域密着予防	議案第 33 号 地域密着
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進				
①居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行う場合の基準の新設	○			
②市に対する情報提供	○			
③通常の実施地域以外の訪問における交通費の受領	○			
④テレビ電話装置等を活用したモニタリング	○	○		
⑤身体的拘束等の適正化の推進				
ア 身体的拘束等の適正化の措置			○	○
イ 身体的拘束等の原則禁止。身体的拘束等の記録の義務化	○	○	○	○
⑥協力医療機関との連携体制の構築			○	○
⑦新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携			○	○
⑧緊急時等における対応方法の定期的な見直し			○	○
(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応				
①ユニットケアの質の向上のための体制の確保				○
(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり				
①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け			○	○
②管理者の兼務範囲の明確化		○	○	○
③ケアマネジャー 1 人当たりの取扱い件数		○		
④公正中立性の確保のための取組の見直し		○		
⑤（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し			○	○
⑥生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化				○
(4) その他				
①書面揭示規制の見直し	○	○	○	○
②看護小規模多機能型居宅介護におけるサービスの明確化				○

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） <p>◎居宅介護支援</p>
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 保険料における賦課限度額の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、賦課限度額を引き上げるもの。 【施行期日：令和6年4月1日】

	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	合計
改正前	65万円	22万円	17万円	104万円
改正後	据置き	24万円	据置き	106万円

(2) 対象世帯数及び影響額（令和5年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：35世帯、影響額（保険料収入の増加額）：65万円

2 保険料の軽減における所得判定基準の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げるもの。 【施行期日：令和6年4月1日】

	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
改正前	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>29万円</u> × 被保険者数※ 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>53.5万円</u> ×被保険者数※ 以下
改正後	据置き	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>29.5万円</u> ×被保険者数※ 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>54.5万円</u> ×被保険者数※ 以下

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した者を含む。

(2) 対象世帯数及び影響額（令和5年度の被保険者情報に基づく試算）

5割軽減 25世帯の対象増、2割軽減 3世帯の対象増

影響額（保険料収入の減少額）：106万2,000円

※ 軽減に伴い、一般会計繰入金（基盤安定繰入金）の増加が見込まれるため、会計全体として収入減なし。

3 退職者医療制度の廃止を踏まえた関係規定の削除等

(1) 改正の内容

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職者医療制度[※]が廃止されることを踏まえて、関係規定の削除等、所要の改正を行うもの。

【施行期日：令和6年4月1日】

※ 退職者医療制度

被用者保険の被保険者が、医療の必要性が高まる退職後に国民健康保険の被保険者となることで、国民健康保険の給付費が増加し、給付と負担の不合理が生じることから、これを是正するため、昭和59年に創設された制度。対象となる被保険者に係る費用の一部は、被用者保険の拠出金により賄われる。

当該制度は、一定の要件に該当する被保険者を対象に経過措置により存続していたが、対象者が激減し財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務コスト削減を図る観点から令和6年4月に廃止されることとなった。

令和6年度国民健康保険特別会計予算資料

1 年度末被保険者数推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保険者数	12,259	12,126	11,796	11,186

※ 令和5年度・10,703人(令和6年1月31日時点)

2 被保険者1人当たり医療費の推移

単位:円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本市	492,749	470,263	514,180	523,868
対前年度比(%)	103.4	95.4	109.3	101.9
県内市平均	466,637	464,121	486,345	500,668
対県内市平均比(%)	105.6	101.3	105.7	104.6

3 保険料収納率の推移(一般被保険者国民健康保険料)

単位:%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年度分	94.16	95.84	95.92	95.94
過年度分	23.73	29.08	22.15	19.12

4 給付費の推移

単位:千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療養給付費	4,505,147	4,251,513	4,568,425	4,500,098
対前年度比(%)	101.50	94.37	107.45	98.50
高額療養費	676,549	678,396	689,083	698,806
対前年度比(%)	105.55	100.27	101.58	101.41

5 事業費納付金推移

単位:千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
総額	1,701,954	1,599,756	1,587,857	1,577,417	1,546,899
対前年度増減	▲ 45,985	▲ 102,198	▲ 11,899	▲ 10,440	▲ 30,518
対前年度比(%)	97.4	94.0	99.3	99.3	98.1

6 基金残額

単位:千円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)
基金残高	973,848	973,649	967,303	833,539	584,447

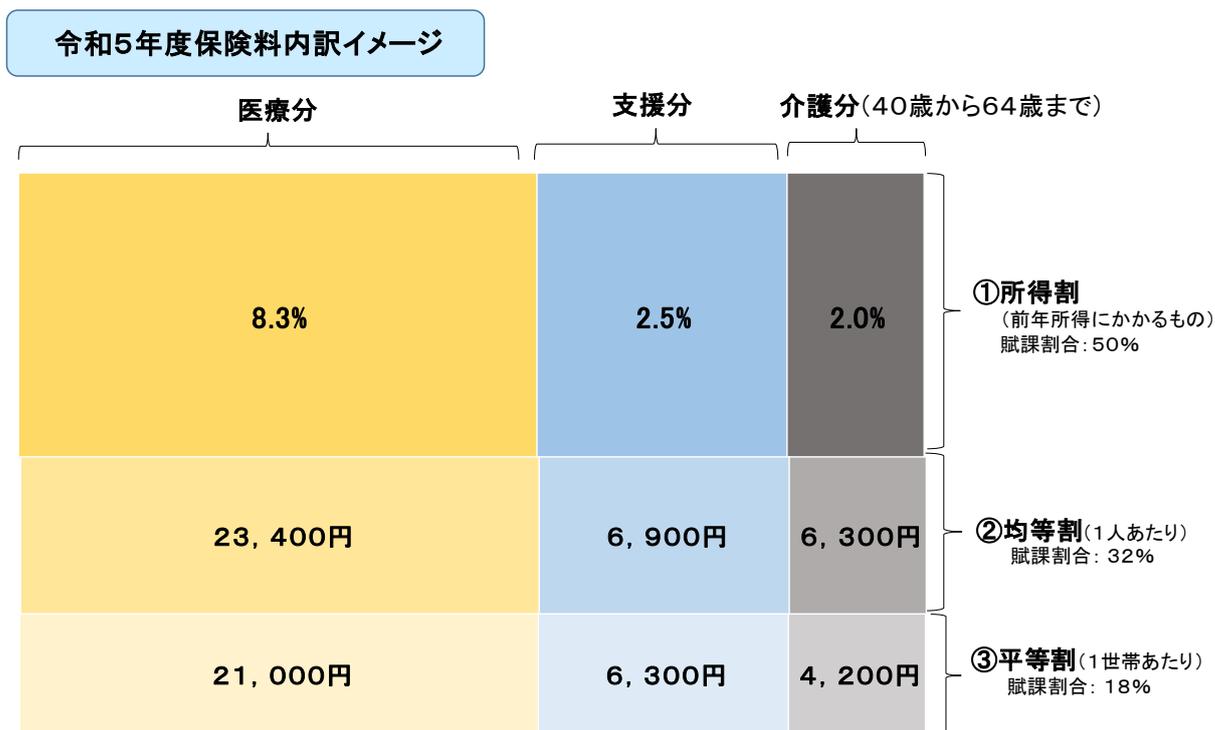
令和6年度 国民健康保険料について

本市国民健康保険料は、県広域化に伴い、平成30年度に大幅な引下げを行った後、令和3年度に再度引下げを行いました。

これまで、収支の不足に対して基金を活用することで、料率を維持してきましたが、保険給付費の増嵩等により、1人当たり事業費納付金の額が増加しており、財政状況は厳しさを増しています。安定的に国民健康保険事業を運営していくためには、保険料率の見直しは避けられない状況となっています。

1 国民健康保険料について

国民健康保険料は、「医療給付費分（医療分）」、「後期高齢者支援金等分（支援分）」及び「介護納付金分（介護分）」の各区分で構成され、また、各区分の金額は、①「所得割」、②「均等割」及び③「平等割」の各金額の合計により計算されます。

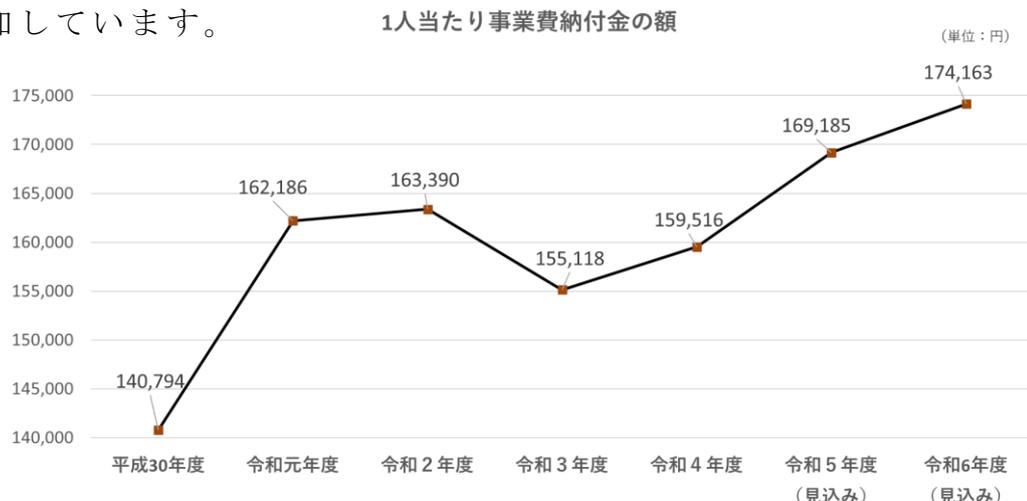


平成30年4月以降、国保財政の安定化を目的として、県が財政運営の主体となり、県は県内全体の保険給付費等に要する費用を賄うため、県内市町から事業費納付金を徴収するものとされています。また、県は、事業費納付金総額を各市町の被保険者数及び所得水準等に応じて按分し、市町ごとの納付金の額を決定しています。このため、市は事業費納付金等の財源を徴収できるよう、保険料率を設定する必要があります。

2 事業費納付金と保険料調定額の推移

【1人当たり事業費納付金の額】

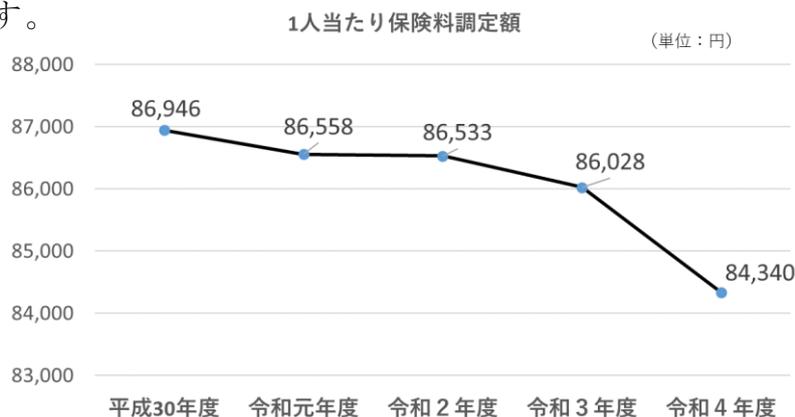
医療費や後期高齢者医療制度及び介護保険制度における給付費の増嵩に伴い増加しています。



※事業費納付金：保険給付費等交付金の交付に要する費用を賄うため、都道府県が市町村から徴収するもの

【1人当たり保険料調定額】

平成30年度以降、逡減傾向にあり、また、県内他市と比較し、低い水準となっています。



[1人当たり保険料(税)調定額(現年分)(県内市比較)] (単位：円)

市名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	調定額	順位	調定額	順位	調定額	順位	調定額	順位
下関市	93,010	⑨	92,401	⑨	92,118	⑦	91,145	⑥
宇部市	93,374	⑧	92,703	⑧	88,170	⑫	87,236	⑩
山口市	98,092	③	98,247	②	97,514	②	98,104	①
萩市	98,847	②	91,542	⑪	91,341	⑧	77,915	⑬
防府市	91,550	⑪	93,063	⑦	92,971	⑥	92,454	⑤
下松市	103,404	①	103,018	①	100,042	①	97,267	②
岩国市	96,107	⑤	95,723	④	95,106	③	92,570	④
光市	92,943	⑩	92,346	⑩	91,309	⑨	89,929	⑧
長門市	97,959	④	97,889	③	94,951	④	95,251	③
柳井市	87,961	⑫	89,788	⑫	88,504	⑪	86,063	⑪
美祢市	94,816	⑥	95,398	⑤	94,639	⑤	87,529	⑨
周南市	93,906	⑦	94,478	⑥	91,090	⑩	90,580	⑦
山陽小野田市	86,946	⑬	86,558	⑬	86,533	⑬	86,028	⑫
県内市平均	94,532	-	94,089	-	92,638	-	90,159	-

※国民健康保険事業状況(山口県公表資料)に基づき作表

3 決算収支及び基金残高の状況について

令和4年度決算における実質単年度収支は、約8,032万円の赤字であり、そして、令和5年度（3月補正後）における実質単年度収支は、約2億3,060万円の赤字が見込まれ、収支の更なる悪化が予測されます。

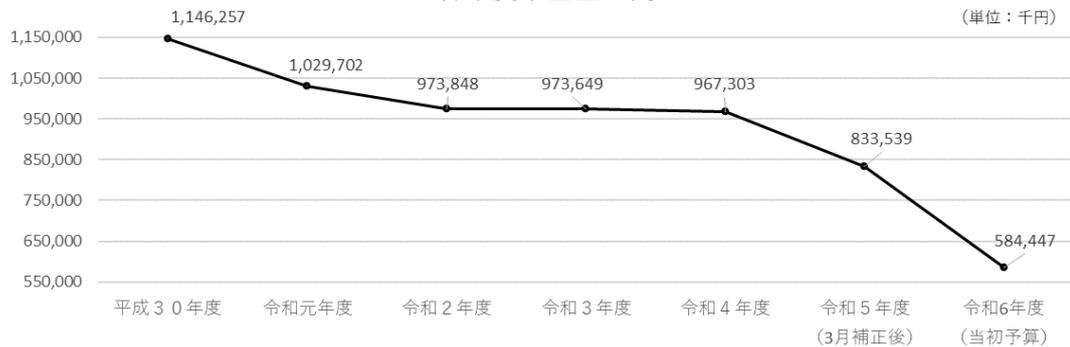
令和5年度（3月補正後）の基金残高の見込は、約8億3,354万円となり、対前年度で約1億3,376万円の大きな減少が見込まれています。

[決算収支及び基金残高の状況]

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (第3回(3月)補正後)
予算現額	7,350,432,000	7,427,746,000	7,595,635,000	7,560,545,000	7,460,148,000	7,410,832,000
歳入額	7,198,899,996	7,438,083,874	7,194,370,263	7,464,164,626	7,304,495,781	7,410,832,000
歳出額	7,083,345,893	7,309,112,032	7,017,715,715	7,293,357,022	7,207,657,577	7,410,832,000
形式(実質)収支	115,554,103	128,971,842	176,654,548	170,807,604	96,838,204	0
単年度収支	△51,871,248	13,417,739	47,682,706	△5,846,944	△73,969,400	△96,838,204
基金繰入金	17,626,000	235,844,000	185,483,000	172,940,000	177,160,000	230,737,000
基金積立金	121,524,574	119,289,000	129,628,483	172,740,852	170,813,713	96,973,000
実質単年度収支	52,027,326	△103,137,261	△8,171,811	△6,046,092	△80,315,687	△230,602,204
各年度末基金残高	1,146,257,457	1,029,702,457	973,847,940	973,648,792	967,302,505	833,538,505
対前年度増減	103,898,574	△116,555,000	△55,854,517	△199,148	△6,346,287	△133,764,000

各年度末基金残高



【基金について】

基金は、事業費納付金の急増等による被保険者への影響を緩和し、安定的な財政運営を行うことができるよう、その最低保有額を3億円とします。

令和6年度から11年度を対象期間とする「第二期山口県国民健康保険運営方針」(素案)において、同一県内で同じ世帯構成、同じ所得水準であれば同じ保険料とする、いわゆる「完全統一」に関する議論を進めることを記載しているものの、その時期は未定であることから、完全統一への移行は令和12年度以降になることが見込まれます。

完全統一に移行した場合、市町が基金を活用し独自に料率の引下げを行うことができなくなるため、統一後は、従前と同規模の基金を保有しておく必要がなくなるものと考えられますが、移行するまでの間は、これまでと同様に一定規模の基金を保有しておかなければなりません。

このような状況を踏まえ、基金については、最低保有額の3億円を下回らない範囲で保険料抑制に活用しつつ、運営方針の対象期間を考慮し、令和12年度を目途に収支均衡を図った上、以後、その残高を維持していくものとします。

4 令和6年度 保険料率について

本市国民健康保険では、1人当たり保険料調定額の増加を見込むことが困難な一方で、今後も事業費納付金の増加が見込まれるため、引き続き財政状況の悪化が予想されます。

将来的に収支の均衡を図ることで基金残高を維持できるよう、保険料率について、必要な見直しを行います。

このため、令和6年度予算編成時において、保険料収入として約4,500万円の増額、基盤安定繰入金として約1,700万円の増を見込み、料率を見直します。

保険料率改定前後における基金残高の比較

【保険料率改定前】

単位：千円

	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (仮)	令和8年度 (仮)	令和9年度 (仮)	令和10年度 (仮)	令和11年度 (仮)	令和12年度 (仮)
① 基金積立額	170,814	96,973	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
② 基金取崩額	177,160	230,737	311,092	312,000	312,000	312,000	312,000	312,000	312,000
③ 年度末基金残高 [料率改定前] ※前年度残高③+①-②	967,303	833,539	622,447	410,447	198,447	△ 13,553	△ 225,553	△ 437,553	△ 649,553
④ 年度末基金残高の対前年度増減	△ 6,346	△ 133,764	△ 211,092	△ 212,000	△ 212,000	△ 212,000	△ 212,000	△ 212,000	△ 212,000

【保険料率改定後】

⑤ 保険料等収入の増加額 ※改定による各年度の増加額 (前年度比)	—	—	62,000	0	62,000	0	62,000	0	26,000
⑥ 保険料等収入 (前年度⑥+当年度⑤) ※改定による各年度の増加額 (改定前比)	—	—	62,000	62,000	124,000	124,000	186,000	186,000	212,000
① 基金積立額	170,814	96,973	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
② 基金取崩額 (②-⑥)	177,160	230,737	249,092	250,000	188,000	188,000	126,000	126,000	100,000
⑧ 年度末基金残高 [料率改定後] ※前年度残高⑧+①-②	967,303	833,539	684,447	534,447	446,447	358,447	332,447	306,447	306,447
⑨ 年度末基金残高の対前年度増減	△ 6,346	△ 133,764	△ 149,092	△ 150,000	△ 88,000	△ 88,000	△ 26,000	△ 26,000	0

【令和6年度の保険料率の考え方(予算編成時)】

被保険者における将来予測される保険料の急増を避け、保険料負担の年度間の平準化を図る。

- 医療分は、令和2年度と同率
- 支援分及び介護分は、標準保険料率に近づける。

※令和6年度の料率は、令和6年5月下旬を目途に前年の所得情報等を踏まえ、決定する。

■令和5年度 標準保険料率との比較

(単位 所得割：％、均等割及び平等割：円)

	区 分	①	②	差引	(参考) 令和6年度 標準保険料率
		本市料率	標準保険料率	(①-②)	
医療分	所得割	8.30	7.37	0.93	8.03
	均等割	23,400	31,411	▲ 8,011	34,108
	平等割	21,000	20,353	647	22,008
支援分	所得割	2.50	2.95	▲ 0.45	3.12
	均等割	6,900	12,173	▲ 5,273	12,924
	平等割	6,300	7,888	▲ 1,588	8,339
介護分	所得割	2.00	2.59	▲ 0.59	2.70
	均等割	6,300	13,311	▲ 7,011	13,636
	平等割	4,200	6,516	▲ 2,316	6,682
合計	所得割	12.80	12.91	▲ 0.11	13.85
	均等割	36,600	56,895	▲ 20,295	60,668
	平等割	31,500	34,757	▲ 3,257	37,029

※標準保険料率：県内で同一の算定方式を用いて、市町ごとに算定したもの

■保険料率

(単位：％、円)

	区 分	所得割	均等割	平等割
平成29年度	医療分	9.50	24,900	23,100
	支援分	3.00	7,800	7,200
	介護分	3.00	8,400	5,400
平成30年度 令和元年度	医療分	8.50	24,000	21,900
	支援分	2.50	6,900	6,300
	介護分	2.00	6,300	4,200
令和2年度	医療分	8.50	24,000	21,900
	支援分	2.50	6,900	6,300
	介護分	2.00	6,300	4,200
令和3年度 令和4年度 令和5年度	医療分	8.30	23,400	21,000
	支援分	2.50	6,900	6,300
	介護分	2.00	6,300	4,200

※着色箇所は、前年度から料率の引下げを実施

(単位：％、円)

	区 分	所得割	均等割	平等割
令和6年度 予算算定時	医療分	8.50	24,000	21,900
	支援分	2.80	7,800	7,200
	介護分	2.40	7,500	5,400

※令和6年度の料率は、令和6年5月下旬を目途に、令和5年所得情報等を踏まえ決定

令和6年度 保険料試算（年額） 予算算定時

■Aパターン（70歳夫婦2人 夫：年金収入のみ 妻：年金収入のみ）

（単位：円）

	家族所得	R5料率 保険料	R6料率（※） 保険料	比較（R6－R5）
1	【所得0円】（7割軽減） （収入）夫 80万円 妻 80万円	26,370	27,810	1,440
2	【所得110万円】（5割軽減） （収入）夫 220万円 妻 80万円	116,310	122,060	5,750
3	【所得120万円】（2割軽減） （収入）夫 230万円 妻 80万円	153,480	161,170	7,690

■Bパターン（45歳夫婦2人 子ども2人（8歳・11歳）夫：自営業 妻：無職）

	家族所得	R5料率 保険料	R6料率（※） 保険料	比較（R6－R5）
4	【所得200万円】（2割軽減） （所得）夫200万円 妻 0円	333,200	356,450	23,250
5	【所得400万円】 （所得）夫400万円 妻 0円	622,260	665,790	43,530
6	【所得600万円】 （所得）夫600万円 妻 0円	878,260	939,790	61,530

※令和6年度予算算定時における保険料率

令和6年度後期高齢者医療特別会計予算資料

1 保険料率

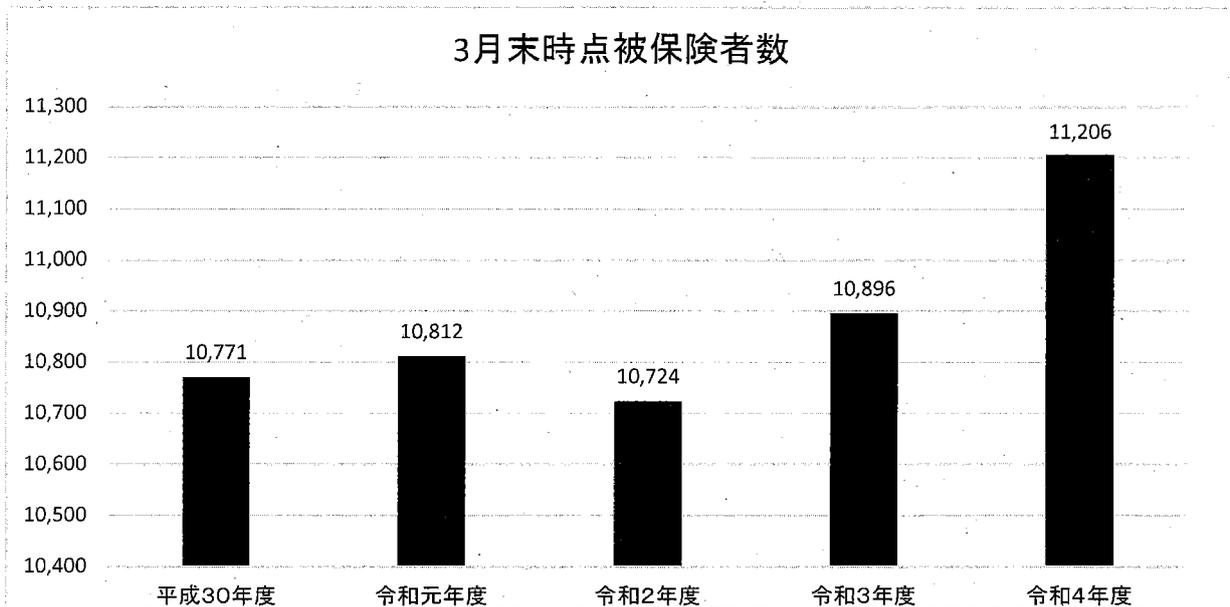
令和6年3月の広域議会の議決を経て決定

	平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度	令和6・7年度
所得割率	10.28%	10.48%	10.34%	11.52% (10.71%)※1
均等割額	52,444円	53,847円	53,417円	57,012円
賦課限度額	62万円	64万円	66万円	80万円※2

※1 激変緩和措置により、令和6年度は、所得が一定額以下の方について軽減用所得割率あり

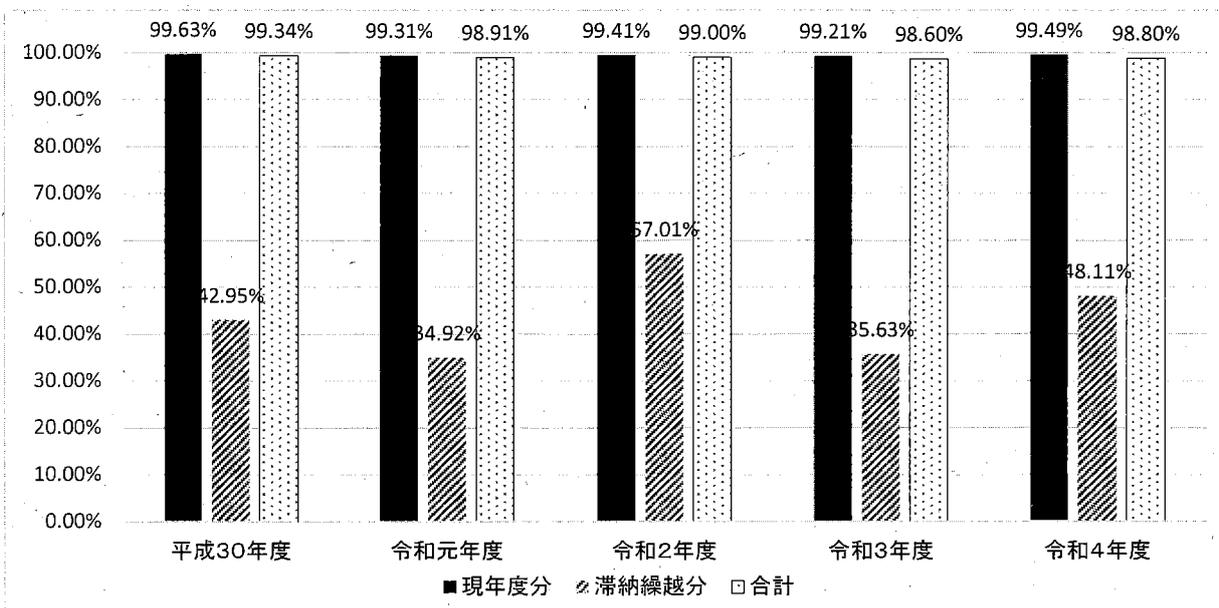
※2 激変緩和措置により、令和6年度は、生年月日が昭和24年3月31日以前の方等は上限額が73万円

2 後期高齢者医療保険被保険者数推移



※令和5年度 11,591人(令和6年1月31日時点)

3 後期高齢者医療保険収納率推移



議案第34号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの

2. 改正内容

○こども家庭庁設置法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法が改正され、同法第19条第2項が削られたことによる改正

(従うべき基準：第4条、第6条、第7条、第13条、第35条、第36条、第37条第2項、第39条、第51条、第52条
参酌すべき基準：第8条、第20条)

【参照】子ども・子育て支援法

(支給要件)

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

(1)～(3) (略)

~~2 内閣総理大臣は、前項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。~~

○こども家庭庁設置法が施行されたことに伴い、学校教育法が改正され、同法第25条に第2項及び第3項が追加されたことによる改正

(従うべき基準：第15条第1項第3号)

【参照】学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及

び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

2 (略)

3 (略)

○こども家庭庁が内閣府の外局として設置されたことに伴い、厚生労働省令が内閣府令に整備されたことによる所要の改正

(従うべき基準：第15条第1項第4号、第37条第1項、第44条)

「厚生労働大臣」→「内閣総理大臣」、「省令」→「令」

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、同法第3条第10項が削られたことによる改正

(従うべき基準：第15条第1項第2号)

【参照】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 (略)

2～6 (略)

7 指定都市等の長は、第1項又は第3項の認定をしようとするときは、~~あらかじめ、都道府県知事に協議しなければその旨及び次条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければならない。~~

8・9 (略)

~~10 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。~~

10-1-1 (略)

11-1-2 (略)

3. 施行日 公布の日から

(参考)

「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

「参酌すべき基準」とは十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

議案第35号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

内閣府令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの。

2. 改正内容

こども家庭庁が内閣府の外局として設置されたことに伴い、厚生労働省令が内閣府令に整備されたことによる所要の改正

(従うべき基準：第25条)

「厚生労働大臣」→「内閣総理大臣」

3. 施行日 公布の日から

(参考)

「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容